令和２年度事業計画書

特定非営利活動法人はぁもにぃ永平寺

１　事業概要

(1) はじめに

年度当初から、昨年度末から続くコロナ感染予防への対応に緊張した日々が続いている。具体的な対応は以下のとおりである。

＜緊急事態宣言期間～５／３１＞

〇事業所の対応

・臨時休校中の放課後等デイサービス利用者の受け入れ
・関係者に濃厚接触者またはそれに準じる方が出た場合の事業所休業措置
・１日の利用人数および時間の制限
・利用者とスタッフのグループ分けによる利用スペースのゾーン分け（本事業所のみの利用者と他事業所を併用する利用者）
・部外者の入所制限
・保護者送迎の依頼
・感染対策の習慣化
・利用者・スタッフの体調管理
・理事の ZOOM 利用環境整備
・ZOOM を利用した会議・打合せ

〇家庭支援

・家庭への定期的な電話連絡による体調把握と保護者支援
・動画配信や遠隔通信による利用者の生活の質の維持
・家庭の事情に応じた家庭訪問

＜６／１以降の対応＞

・感染対策の習慣化
・利用者・スタッフの体調管理
・手洗い・換気・密にならない配慮
・マスク・アルコール消毒液・感染予防エプロン等の使用と備蓄
・１日の利用人数および時間の制限緩和
・生活介護と放課後等デイサービス各利用者ごとの利用スペース分け
・見学者の受け入れ緩和
・ソーシャルディスタンスの意識
・スタッフ・保護者の ZOOM 利用環境整備
・ZOOM を利用したカンファレンス・研修・会議

４月より新事業所での営業が開始した。場所が広くなり、安全な生活を保障できるようになった。また、放課後等デイサービス利用者と生活介護利用者、それぞれの年齢に応じた活動を提供しやすくなった。一方、コロナ感染症の影響により、新規利用者の受入れは控えて

いる。また、４月から開始予定の融資返済開始は延期を依頼した。

今後も、コロナ感染症の影響が当面続くことを考慮し、次のような対応を考えたい。

・情報収集

国県市町や重デイネットの繋がりにより県内外の情報を適切に把握し、先を見通し必要な策をすみやかに講じる。

・感染予防対策

感染予防対策を習慣化する。

これまでの家庭支援を継続する。

事業所営業にあたっては、状況に応じた対応をスタッフとともにその都度検討し、すみやかに保護者に連絡し理解を求める。

・収入確保

安定した融資返済のために、利用者の利用日数増や新規利用者増を働きかけ、毎月の収入源を確保する。

・通信システムの活用

家族や体調などの事情により家庭で過ごす利用者の生活の質向上のための支援を行う。

また、報酬が担保されるように、そのような支援の必要性を県に働きかける。

地域や他県の人たちと繋がる機会を設ける。

保護者同士の交流の場を設ける。

カンファレンス・研修・会議に活用する。

・保護者・利用者のニーズへの対応

コロナ対策の長期化を踏まえ、健全な経営と利用者の生活の質の維持および家族支援を行うため、新生活様式に応じた事業の在り方を検討する

＜新生活様式による支援の在り方のイメージ＞

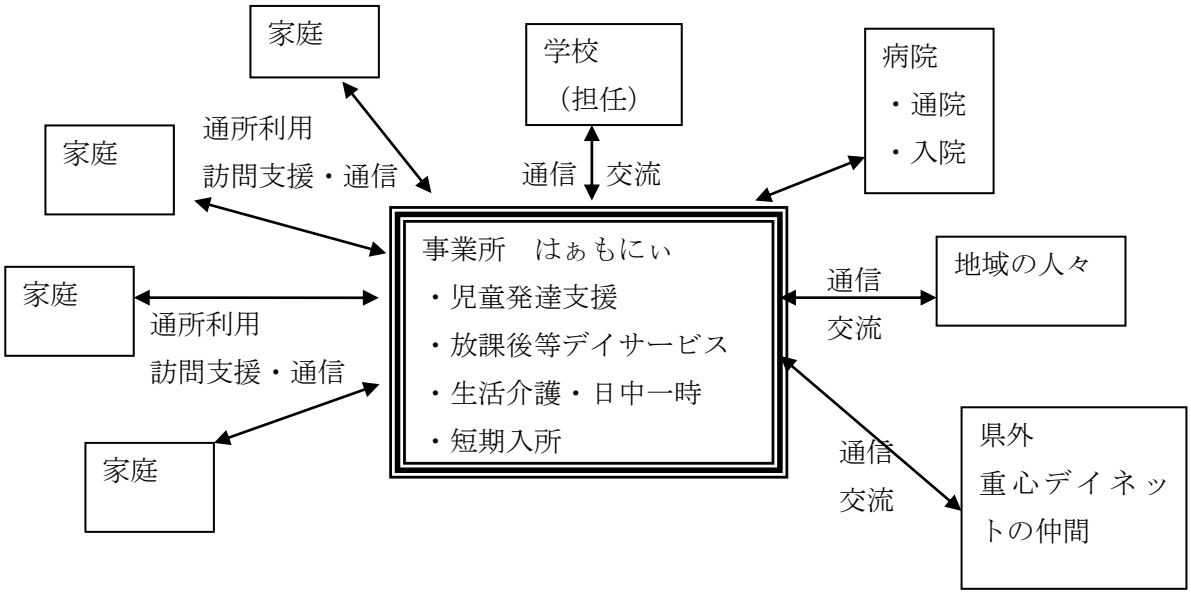

(2) 事業について

① 児童発達支援事業利用者の受入についての周知

② 居宅訪問型発達支援事業の申請

③ 居宅介護事業に対する利用者のニーズ調査および事業申請の検討

④ 短期入所事業利用の推進

・BCP における避難場所を想定した利用体験

・夜間生活を支援できるスタッフの育成

⑤ 今後の自粛期間を想定した生活介護、放課後等デイサービスの質の充実を補うための体制作り

(3) 経営について

・自粛期間中の会議や研修を補う手段として、通信システムの整備と活用

・外部評価委員会による評価と健全な経営および地域のニーズに応じた事業運営

・10 年後を見据えた経営体制の構築

・年度内の入浴設備整備

・BCP（事業継続計画）の作成

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事 業 内 容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲および人数	支出額（千円）
児童福祉法に基づく障がい児通所支援事業	＜児童発達支援事業＞ ○令和２年５月１日から新規実施 ○重症心身障がい乳幼児に対する日中活動の場の提供及び保護者支援 ○活動内容 ・放課後等デイサービスに準じる ＜居宅訪問型児童発達支援事業＞ ○申請中 ○通所支援を受けるために外出することが困難な重症心身障がい乳幼児に対する訪問型支援 ○活動内容 ①日常生活の基本的な動作の指導 ②知識技能の付与 ③生活能力向上に必要な訓練等 ＜放課後等デイサービス事業＞ ○重症心身障がい児の授業終了後又は学校休業中における活動の場提供 ○活動内容 ①造形・ミュージックケア・読み聞かせ等の創作的・音楽的活動 ②日常生活動作の維持・向上および拘縮予防のリハビリテーション ③スヌーズレン・手足浴等のリラクゼーション	令和2年4月～ 令和3年3月 月～金曜 (9～17時) 土曜日 (10~16時) ＊休日・日祝日 (祝日の内 5/5・5/6 7/23 8/10・2/23 3/20 は営業) ＊休業日 8/13～15 12/29~1/3	福井県吉田郡永平寺町吉野堺18-5-1	５人	福井市 坂井市 ９名	

	④近隣への散歩や図書館等の公共施設の利用および来所を通した地域交流 ⑤誕生会、季節の行事、外出などの余暇活動 ⑥嚥下機能に応じた食事提供および経管栄養の実施 ⑦学校～事業所および自宅間の送迎 ⑧健康診断・歯科検診・インフルエンザ予防接 ⑨家庭生活の本人・保護者支援 ⑩通信システムを活用した家庭支援や地域や学校との交流					
障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービス事業	＜生活介護事業＞ ○重症心身障がい者に対する、日中活動の場の提供 ○活動内容 ①造形・ミュージックケア・読み聞かせ等の創作的・音楽的活動 ②日常生活動作の維持・向上および拘縮予防のリハビリテーション ③スヌーズレン・手足浴等のリラクゼーション ④近隣への散歩や買い物、おつかい、図書館等の公共施設の利用 ⑤カフェや来所を通した地域交流 ⑥誕生会、季節の行事、レストラン・公共交通機関を利用した外出、宿泊などの余暇活動 ⑦行事に向けた作業的・広報的活動 ⑧嚥下機能に応じた食事提供 ⑨自宅～事業所間の送迎 ⑩健康診断・歯科検診・インフルエンザ予防接種 ⑪地域の入浴施設の利用 ⑫家庭生活の本人・保護者支援 ⑬通信システムを活用した家庭支援や地域や学校との交流	令和2年4月～ 令和3年3月 月～金曜(9～17時) 土曜日(10～16時) ＊休日・日祝日(祝日の内5/5・5/6 7/23 8/10・2/23 3/20は営業) ＊休業日 8/13～15 12/29～1/3	福井県吉田郡永平寺町吉野堺18-5-1	６人	永平寺町 福井市 坂井市 ９名	
	＜短期入所＞ ○令和２年５月１日から新規実施 ○活動内容 ・自宅～事業所間の送迎	原則 17～9時	福井県吉田郡永平寺町吉野堺18-5-1	１人	永平寺町 福井市 坂井市 １名	
	＜日中一時支援事業＞ ○内容:家族の状況等による緊急時の受入	営業時間内及び営業時間外	福井県吉田郡永平寺町吉野堺18-5-1	適宜	永平寺町 あわら市 適宜	

(2) その他の事業・・・無し

３　理事会および総会に関する事項

理事会 総　会	実施 日時	実施 場所	出席者数	議決事項
理事会	毎月１回 第２土曜日〃	永平寺町松岡吉野堺18-5-1	７人	・会計報告 ・事業について ・利用者およびスタッフについて ・経営について ・その他
総会に向けた理事会	令和２年６月		７人	・令和元年度事業報告承認に関する事項 ・令和元年度収支決算承認に関する事項 ・令和２年度事業計画（案）に関する事項 ・令和２年度収支予算（案）に関する事項
臨時理事会	適宜		７人	・適宜
総会	令和２年６月		７人	・令和元年度事業報告承認に関する事項 ・令和元年度収支決算承認に関する事項 ・令和２年度事業計画（案）に関する事項 ・令和２年度収支予算（案）に関する事項